

千葉市稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 千葉市スポーツ協会

理事長 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号(自宅)

(携帯)

本利用許可申請書に記載の千葉市稲毛ヨット
ハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項を
承認の上、次のとおり申請します。

メールアドレス

団 体 名

修了証番号

艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
共同所有者	氏名	年齢	住所			電話番号
利用料	種 別	4m以内 ・ 5m以内 ・ 6m以内	月額	円	料 金	円 (消費税込)
	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額	月数			
艇陸置場番号						
備考						

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印

領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設陸置場への保管のみといたします。

利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。

利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。

艇陸置場利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)

お客様が次年度の艇陸置場利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。

次年度艇陸置場利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。

- ・本遵守事項に違反したとき
- ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
- ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認めるとき。

利用許可取消し後は速やかに艇の搬出をお願いいたします。

利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇陸置場利用料

利用料金は一括払い(前納)となります。

艇陸置場利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納入期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。

3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。

年度途中からご利用される場合(1年以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。

利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

艇陸置場に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

千葉県稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会
理事長 様

申請者

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号(自宅)
(携帯)

本利用許可申請書に記載の千葉県稲毛ヨット
ハーバー船具ロッカー利用にともなう遵守事項を
承認の上、次のとおり申請します。

メールアドレス
団 体 名
修了証番号

艇種		艇名		艇の長さ	m
艇色		セール番号		艇陸置番号	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (月)				
利用者	住所				
	氏名及び団体名				
	電話番号	自宅	携帯		
注意事項	(1) 盗難防止に十分注意すること。 (2) ガソリン、シンナー、プロパンガスその他危険物を保管しないこと。				
利用料	大型 ・ 小型	A B C D E F G H I J	キー番号		
	1年、 月	上段 中段 下段	円(消費税込)		
備考					

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印

領収印

--	--

千葉県稲毛ヨットハーバー船具ロッカー利用にともなう遵守事項
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

利用許可内容は、本申請書表面に記載のある物品の当施設船具ロッカーへの保管のみといたします。

利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。

利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。

船具ロッカー利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)

お客様が次年度の船具ロッカー利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。

次年度船具ロッカー利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。

- ・本遵守事項に違反したとき
- ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
- ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。

利用許可取消し後は速やかに保管物品の撤去をお願いいたします。

利用許可取消後、当協会による保管物品撤去催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該保管物品を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 船具ロッカー利用料

利用料金は一括払い(前納)となります。

船具ロッカー利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納入期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。

3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。

年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。

利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該保管物品を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

船具ロッカーに保管中のお客様の物品について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。

千葉県稲毛ヨットハーバーボード・セール保管ラック利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会
理事長 様

郵便番号
住 所
氏 名
申請者
電話番号(自宅)
(携帯)

本利用許可申請書に記載の千葉県稲毛ヨット
ハーバーボード・セール保管ラック利用にともなう
遵守事項を承認の上、次のとおり申請します。

メールアドレス
団 体 名

保管物の要目	ボード		本
	セール		枚
	ブーム		本
	マスト		本
	その他		

利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
------	-------------------

利用料	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額	月数	料金	(消費税込)
-----	------	--------------	----	----	--------

保管場所番号 (キー番号)	
------------------	--

備考	
----	--

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印	領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー ボード・セール保管ラック利用にともなう遵守事項
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇(物品)の当施設ボード・セール保管ラックへの保管のみといたします。

利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。

利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。

ボード・セール保管ラック利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)

お客様が次年度のボード・セール保管ラック利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。

次年度ボード・セール保管ラック利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。

- ・本遵守事項に違反したとき
- ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
- ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。

利用許可取消し後は速やかに艇(物品)の搬出(撤去)をお願いいたします。

利用許可取消後、当協会による艇(物品)搬出(撤去)催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇(物品)を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. ボード・セール保管ラック利用料

利用料金は一括払い(前納)となります。

ボード・セール保管ラック利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。

3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。

年度途中からご利用される場合(1年以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。

利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇(物品)を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

ボード・セール保管ラックに保管中のお客様の艇(物品)について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないもの

5. その他

申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。